

「平成31年度人事院ネットワークに係る通信回線サービス等一式 調達仕様書(案)」に対する意見等への回答

(様式2)

連番	ページ	項番	調達仕様書(案)の記載内容	意見又は修正案	理由	回答
1	17	6.1.1(7)③	本調達により提供されるバックボーン全体のパケット損失率の月当たりの平均が0.3%以下であることを保証していること。また、受託者のWebページにおいて過去3年以上の遅延時間を公開していること。	本調達により提供されるバックボーン全体のパケット損失率の月当たりの平均が0.3%以下であることを保証していること。また、当院により開示を求める場合は、過去3年以上の遅延時間を開示すること。	本項目で求めている内容は、パケット損失率を保証していることであると解釈致しました。Webページに公開する要件は不要であると思います。	ご意見を踏まえて、以下のとおり修正します。 6.1.1(7) サービスレベル ③ 本調達により提供されるバックボーン全体のパケット損失率の月当たりの平均が0.3%以下であることを保証していること。
2	18	6.1.2(2)③	100BASE-TX(Auto MDI/MDIX)のWANインタフェースを2ポート以上備えていること。	100BASE-TX(Auto MDI/MDIX)のWANインタフェースを1ポート備えていること。ただし、将来、接続ポートが必要となった場合に、追加することができること。	インターネット接続回線は2回線による冗長構成です。主系/副系でそれぞれ異なるインターネット接続ルータを利用するため、WANインタフェースは1ポートの利用となるのではないのでしょうか。2ポート以上は必要としないため、コストの観点から1ポートへ修正することを意見致します。	ご意見を踏まえて、以下のとおり修正します。 6.1.2(2) インターネット接続用ルータ ③ 100BASE-TX(Auto MDI/MDIX)のWANインタフェースを1ポート以上備えていること。
3	—	—	追記	プライマリDNSサーバ及びセカンダリDNSサーバは、立地条件の異なる受託者施設内に設置すること。	BCPの観点から追加すべきと考えます。	原案のとおりとし、ご意見については今後の参考とさせていただきます。
4	19	6.1.4⑥	Webインタフェースには、主管課が指定するグローバルアドレスからのみアクセス可能なこと。	Webインタフェースにアクセスの際は、主体認証を行うこと。	主体認証を求めることで、いつアクセスし、何をしたかを特定できる等セキュリティ強化を可能と致します。	ご意見を踏まえて、以下のとおり修正します。 6.1.4 DNSコンテンツサーバ(プライマリ・セカンダリ)の提供 ⑥ Webインタフェースにアクセスの際は、主体認証を行うこと。なお、主体認証に加えて、主管課が指定するグローバルアドレスからのみアクセス可能とするなど、多要素認証を設けることが望ましい。
5	20	6.2.1(3)①	レイヤ2による接続が可能な広域通信サービスを提供すること。	レイヤ2またはレイヤ3による接続が可能な広域通信サービスを提供すること。	人事院様にてレイヤ2でないといけないうる理由がなければ、提案の幅を広げるためにレイヤ3も可として頂きたい、意見致します。	ご意見を踏まえて、以下のとおり修正します。 6.2.1(3) 接続環境仕様 ① レイヤ2又はレイヤ3による接続が可能な広域通信サービスを提供すること。 関連して、意図がより正確に伝わるよう、以下の箇所について修正します。 6.2.2(3) WAN接続用ルータ ⑤ WAN接続用ルータの切り替わりに当たっては、本システムの冗長化設計やネットワーク設計(本院と拠点側でネットワークセグメントがレイヤ3レベルで異なるよう設計しているなど)を考慮し、本システムとの整合性を確保したものとすること。
6	20	6.2.2(2)①②	①冗長構成とすること。 ②WAN接続用ルータの一方に障害が発生した場合には、自動的に他方に切り替わり、通信が可能となること。	①本院のWAN接続用ルータについては冗長構成とするとともに、WAN接続用ルータの一方に障害が発生した場合には、自動的に他方に切り替わり、通信が可能となること。 ②地方事務局等のWAN接続用ルータについてはシングル構成とすること。なお、本院同様にWAN接続用ルータを冗長構成とすること、もしくはコールドスタンバイ機を設置するなどの迅速な復旧対策を取ることがより望ましい。	地方事務局等のWAN接続用スイッチがシングル構成であるため、地方事務局等のWAN接続用ルータを冗長化することにはあまり効果がなく、スペックやコストの観点からも過剰かと思われます。そのため、左記のような意見を提出致します。	ご意見を踏まえて、以下のとおり修正します。 6.2.2(2)WAN接続用ルータ ①本院のWAN接続用ルータについては、冗長構成とするとともに、WAN接続用ルータの一方に障害が発生した場合には、自動的に他方に切り替わり、通信が可能となること。 ②地方事務局等のWAN接続用ルータについては、シングル構成としてコールドスタンバイ機を設置することも可とするが、本院同様に冗長構成として、WAN接続用ルータの一方に障害が発生した場合には、自動的に他方に切り替わり、通信が可能となることと望ましい。

「平成31年度人事院ネットワークに係る通信回線サービス等一式 調達仕様書(案)」に対する意見等への回答

(様式2)

連番	ページ	項番	調達仕様書(案)の記載内容	意見又は修正案	理由	回答
7	21	6.3.2④	本システムが電子メールを送信する際に、送信先がTLSに対応している場合には、送信先との経路を暗号化すること。	本院に設置されているメールサーバとメールゲートウェイサービス間で、TLS通信を行うという認識で合っていますでしょうか。もしくは、メールゲートウェイサービスとインターネット上に存在する外部のメールサーバ間で、TLS通信を行うことでしょうか。	別途SSL証明書適用が必要なため、事前に作業量等を明確にさせて頂きたいです。	メールゲートウェイサービスと外部のメールサーバ間においてTLSによる通信を行っていただく想定です。
8	22	6.3.6②	迷惑メールの判定に当たっては、電子メールのヘッダ及び本文について、複数の異なる手法を用いた判定エンジンによる総合評価に基づくこと。	「複数の異なる手法を用いた判定エンジン」とは、複数のロジックにより総合的に判定するエンジンという理解で宜しいでしょうか。		ご認識のとおりです。
9	23	6.4.2②	IPv4環境においても、IPv6で構築されたWebサイトが閲覧できるように、IPv6トランスレータの機能を備えていること。	仕様の削除をお願い致します。	IPv6のみに対応しているサイトは非常に少ないと思われる。真に必要な機能ではない場合は、削除をお願い致します。	ご意見を踏まえて、削除します。(以降の項番を1つずつ繰り上げます)
10	24	6.4.2③	日本国内の設備のみで機能を提供すること。	仕様の削除をお願い致します。 もしくは、以下の修正案にて仕様の緩和をお願い致します。 「日本国内の設備で機能を提供することが、より望ましい。」	弊社の提案サービスは、全世界に提供しているSaaSサービスのため、基本は最寄りの基盤(日本国内)を使用しておりますが、一部海外設備を利用しており、障害時は自動的に他拠点へ迂回致します。 また、以下の参考情報の通り、海外の設備を使用することは可用性の観点においては推奨致します。 ※参考情報 <a href="https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/cloud_%20policy.pdf">https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/cloud_%20policy.pdf</a> 政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に関わる基本方針 9ページ 1)クラウドサービスの選定の(4)  クラウドサービスに保存される利用者データの可用性の観点から、我が国の法律及び締結された条約が適用される国内データセンタと我が国に裁判管轄権があるクラウドサービスを採用候補とするものとする。ただし、データの保存性、災害対策等からバックアップ用のデータセンタが海外にあることが望ましい場合、又は争訟リスク等を踏まえ海外にあることが特に問題ないと認められる場合はこの限りではない。	「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に関わる基本方針」を踏まえ、クラウドサービスによる場合には、日本国内の設備のみで機能を提供していただきたく、この点が明確になるように以下のとおり修正します。 ※意見9による修正に伴い、項番を変更しています。 <b>6.4.2 接続仕様、設備環境</b> ② 日本国内の設備で機能を提供すること。なお、サービスの仕様上、日本国外の設備が含まれる場合には、当該設備を使用しないようにすること。
11	25	6.4.2④	セキュアブラウジングサービスからWebサイトへアクセスする際のアクセス元となるIPアドレスについては、人事院専用かつ固定とすること。	仕様の削除をお願い致します。	弊社提案予定のセキュアブラウジングサービスでは対応不可能です。(障害発生時等に、複数のサーバでの冗長化となっているため。)	要件に誤りがありましたので、以下のとおり訂正します。 ※連番9の修正に伴い、項番を変更しています。 <b>6.4.2 接続仕様、設備環境</b> ③ 人事院からセキュアブラウジングサービスにアクセスする際は、主管課が指定するグローバルIPアドレスからのみ可能なこと。
12	26	6.4.3(2)③	ウイルスを検知及び駆除した場合には、速やかに電子メールにより指定した電子メールアドレスに通知すること。	以下の修正案にて仕様緩和をお願い致します。 「ウイルス検知及び駆除した場合には、電子メールにより通知するもしくは管理者画面にて確認できること。」	ウイルス検知及び駆除のメールを通知いたしますと、大量のメールを受け取ることになり、運用の面からも管理者画面での確認を推奨致します。また、仮想ブラウザ機能を導入すれば、ウイルス検知した後にすぐに対応する作業等もないため、過剰の機能と思われる。	ご意見を踏まえて以下のとおり修正します。 <b>6.4.3(2) ウィルス対策機能</b> ③ ウィルスを検知及び駆除した場合には、管理者画面において検知及び駆除したことが確認できること。
13	27	—	—	セキュアブラウジングサービスの操作説明会の実施を求める記載がありませんが、操作説明会は不要でしょうか。	他の案件では、情報システム部等の管理者向け説明会を求められる場合があるため。	主管課に対する操作方法等の説明については、マニュアルの作成の際に確認させていただくことを想定しております。

「平成31年度人事院ネットワークに係る通信回線サービス等一式 調達仕様書(案)」に対する意見等への回答

(様式2)

連番	ページ	項番	調達仕様書(案)の記載内容	意見又は修正案	理由	回答
14	28	7.2	図3	責任者/品質管理責任者/情報セキュリティ管理者は構築・運用期間を通して配置する必要があるように思われますが、構築期間と運用期間で管理者を変更することは問題ないでしょうか。		問題ありません。構築期間と運用期間で責任者等を変更する場合には、引継ぎ等を適切に行っていたいただければと思います。
15	29	7.3.1②	利用者700人以上かつ拠点数10以上の情報システムで利用するセキュアブラウジングサービスの導入に関する案件において、当該案件の実施責任者として従事した経験を1件以上有すること。	副責任者を配置し、責任者または副責任者を合わせた実績として①②を満たすことでも問題ないでしょうか。		問題ありませんが、プロジェクト管理や主管課との調整等については、責任者において取りまとめるなど、適切にご対応いただければと思います。
16	30	7.3.2②	利用者700人以上かつ拠点数10以上の情報システムで利用するセキュアブラウジングサービスの導入に関する案件に作業管理者、チームリーダー等として従事した経験を1件以上有すること。	副管理者を配置し、管理者または副管理者を合わせた実績として①②を満たすことでも問題ないでしょうか。		表6の注に記載しているとおり、複数のチームを構成することも可としているため、複数のチームを構成する場合には、複数の設計・構築チーム管理者により7.3.2①及び②の要件を満たしていただければ差し支えありません。
17	14	4.2②	各サービスの当月度の運用状況(稼働状況、性能状況、ウィルス検知状況、Webフィルタリング利用状況、障害・セキュリティインシデントへの対応状況等)や運用状況を踏まえた分析・所見について運用状況報告書として取りまとめ、翌月に月次で報告会議を開催し、主管課に報告すること	各サービスの当月度の運用状況を踏まえた分析・所見について運用状況報告書として取りまとめ、翌月に月次で報告会議を開催し、主管課に報告すること。	弊社といたしましては貴院の要求事項に対して、TCOの観点から、なるべく標準サービスで当てはめることを考えておりますが、本仕様書案の左記の運用状況の例示項目の全てを実現するためには、特別対応等のコストが発生する可能性があるものが存在しております。ご提供できるサービスが限定的、または実現のために高コストになってしまう可能性がございますため、運用状況内容につきまして、文章の緩和をお願い致します。	ご意見を踏まえて、以下のとおり修正します。 4.2 運用・保守 ② 各サービスの当月度の運用状況や運用状況を踏まえた分析・所見について運用状況報告書として取りまとめ、翌月に月次で報告会議を開催し、主管課に報告すること。運用状況報告書における報告の対象とする事項については、別途主管課と協議の上、決定すること。
18	17	6.1.1(7)⑥	開庁日の業務時間中に発生した障害について、原則として、受託者において発生を認知してから2時間以内に原因の切り分け及び復旧作業を開始すること。また、開庁日の業務時間外及び閉庁日に発生した障害については、原則として、受託者において発生を認知してから3時間以内に原因の切り分け及び復旧作業を開始すること。なお、開庁日の業務時間外及び閉庁日における連絡体制については、人事院と協議し決定すること。	作業着手についてはご指定の時間内で問題ございませんが、別項6.1.4(4)⑥の現地対応の駆け付け時間との兼ね合いにつきましては、本項での切り分け完了の上貴院と協議後、4時間以内に現地到着と解釈してよろしいでしょうか。	現地対応による故障復旧の手配を保守員に依頼後、現地到着までのリードタイムは一般的な指標としては4時間となっており、TCOの観点から左記の解釈を推奨致します	6.1.1(7)⑥については、原案のとおりとさせていただきます。 なお、6.1.2(4)⑥及び6.2.2(4)⑥については、以下のとおり修正します。  6.1.2(4) 運用・保守 ⑥ 交換作業の対応時間帯は、閉庁日を含む24時間365日とし、主管課より受託者に対して保守作業を指示してから、原則として4時間以内に現地に到着すること。  6.2.2(4) 運用・保守 ⑥ 交換作業の対応時間帯は、閉庁日を含む24時間365日とし、主管課より受託者に対して保守作業を指示してから、原則として4時間以内に現地に到着すること。
19	20	6.2.1(5)①	24時間 365日体制で、主管課からの電話又は電子メールによる問合せが可能な一元的な保守連絡窓口を設けること。	本調達で導入する各種機器及びサービスに関して、24時間365日体制で、主管課からの電話又は電子メールによる問合せが可能な一元的な保守連絡窓口を設けること。	今回調達するサービスに対しての明記がされていないため、サービス毎に窓口が分かれる可能性がございます。窓口が分散することにより、貴院のコンタクト先が複数個所に跨り、各所に対する手配・確認に稼働がかかる可能性がございます。また月次レポートの整合性やサービス全体品質の観点から、本調達で導入するサービスや機器全体に対しての一元窓口を推奨致します。	ご指摘の箇所(6.2.1(5)①)は、他のサービスにも共通する要件であったので、6.1.1(5)①と併せて削除し、4.2に以下のとおり追記することとします。  4.2 運用・保守 ⑦ 各サービスについて、24時間365日体制で、主管課からの電話又は電子メールによる問合せが可能な保守連絡窓口を設けること。なお、主管課からの問合せに一元的に対応する窓口を設けることが望ましい。
20	16	6	満たすべき要件に関する事項	下記サービスの導入にあたり、貴院のサーバールームにネットワーク機器を設置するかと存じます。システムの可用性を考慮し、UPSの導入を要件に追加されることを推奨いたします。  6.1 インターネット接続サービス 6.2 広域通信サービス	可用性確保のため、要件を追加することを推奨いたします。	原案のとおりとし、ご意見については今後の参考とさせていただきます。

「平成31年度人事院ネットワークに係る通信回線サービス等一式 調達仕様書(案)」に対する意見等への回答

(様式2)

連番	ページ	項番	調達仕様書(案)の記載内容	意見又は修正案	理由	回答
21	21	6.3.1	6.3 メールゲートウェイサービス 6.3.1 概要	サービス利用機器がある場合、機器の設置場所を指定することを推奨いたします。下記に修正案を記載します。 「日本国内の法律が適用されるよう、日本国内のみにメールゲートウェイのサービス設備を持つこと。」	大半のメールのやり取りが日本国内組織様とされる認識です。遅延なく送受信をしていただくために、システムを日本国内に設置することを推奨いたします。	情報セキュリティの観点から、以下のとおり追記します。  6.3.1 概要 ④ 日本国内の設備のみで機能を提供すること。なお、サービスの仕様上、日本国外の設備が含まれる場合には、当該設備を使用しないようにすること。
22	23	6.4.3(1)	6.4 セキュアブラウジングサービス 6.4.2 接続仕様、設備環境	サービス利用機器がある場合、機器の設置場所を指定することを推奨いたします。下記に修正案を記載します。 「日本国内の法律が適用されるよう、日本国内のみにセキュアブラウジングのサービス設備を持つこと。」	大半のWeb閲覧が日本国内組織様のWebサイトの認識です。遅延なくWeb閲覧をしていただくために、システムを日本国内に設置することを推奨いたします。	項番10に同じ。
23	21	6.3.1	6.3 メールゲートウェイサービス 6.3.1 概要	サービス利用機器の設置場所を指定すべきです。 【修正案】 サービス設備は日本国内に設置し、日本国内の法律が適用されるものとする。	人事院様の電子メールは、大半が日本国内の組織との間で送受信されます。遅滞なく送受信するためには、システムを日本国内に設置し、国外のネットワークの状況に左右されない配置とする必要があります。	項番21に同じ。
24	21	6.3.1	6.3 メールゲートウェイサービス 6.3.1 概要	実績面の追記が必要と思われます。 【修正案】 以下の実績を有するメールゲートウェイサービスを提供すること。 ・日本国内における10年以上の提供実績。 ・日本国内において当院と同等以上の規模の組織に対する提供実績。	電子メールは、人事院様～他組織間のコミュニケーションにおける最重要ツールの一つです。 ・ある程度長期の提供実績を有し、今後も安定したサービス提供を見込めるサービスを選定すべきです。院内システムのライフサイクルを踏まえ、2回以上更改してもサービスを継続できる程度の期間として、10年(5年 x 2回)を提案します。 ・メールの送受信を遅滞なく行えるものとするため、最低でも、人事院様と同程度のメールのやり取りに対応できるサービス設備を提供すべきです。	少なくとも契約期間中はサービスをご提供いただくことが前提であり、また、本院の組織規模も特別大きいものではないと考えているため、原案のとおりとさせていただきます。
25	21	6.3.2	6.3 メールゲートウェイサービス 6.3.2 メール配信機能	IPv6によるメール配送について、追記をお勧めします。 【修正案】 メールゲートウェイサービスの設備はIPv4及びIPv6の両方に対応し、外部組織のメールサーバとの間で、IPv4及びIPv6を用いたメールの送受信ができること。	本業務は平成34年秋まで継続します。平成34年には、現在と比較して、IPv6を利用する外部組織が増えるものと予想されます。メールの配送におけるIPv6対応が必要となる可能性があります。 なお、メールゲートウェイサービスにおいてIPv6に対応すれば十分であり、メールゲートウェイサービス～人事院ネットワーク間は、従前どおりIPv4のみを利用する形態で実装できます。メールの配送にあたっては、一般的な技術であるSMTPを利用しますし、費用には影響いたしません。	原案のとおりとし、ご意見については今後の参考とさせていただきます。
26	21	6.3.2	6.3 メールゲートウェイサービス 6.3.2 メール配信機能	人事院ネットワークにおけるセキュリティを確保するため、以下のとおり機能の追加を提案します。 【修正案】 メール配送先は、予め登録したメールアドレスのみとし、存在しないメールアドレス宛でのメール配送を防ぐこと。	いわゆるホワイトリスト機能に相当します。多数のアドレス宛での総当たり攻撃については、メールゲートウェイサービスにて対策すべきです。	原案のとおりとし、ご意見については今後の参考とさせていただきます。
27	21	6.3.2	6.3 メールゲートウェイサービス 6.3.2 メール配信機能	人事院ネットワークにおけるセキュリティを確保するため、以下のとおり機能の追加を提案します。 【修正案】 誤送信による情報漏えい防止のため、一定時間メールの配送を提供者の設備にて保留する機能を有すること。	誤送信防止機能は一般的な機能であり、この追加による費用増は生じません。記載しておき、構築の際に機能をご取捨いただくことをお勧めします。	原案のとおりとしますが、追加提案としてご提案いただき、有益なものとして評価できれば加点として取り扱うことも検討します。

「平成31年度人事院ネットワークに係る通信回線サービス等一式 調達仕様書(案)」に対する意見等への回答

(様式2)

連番	ページ	項番	調達仕様書(案)の記載内容	意見又は修正案	理由	回答
28	21	6.3.3	6.3 メールゲートウェイサービス 6.3.2 メール配信機能	人事院ネットワークにおけるセキュリティを確保するため、以下のとおり機能の追加を提案します。 【修正案】 アンチウイルスエンジンは、多層的なフィルタリングによる検知精度向上のため、異なる2社以上の商用製品のエンジンを搭載していること。	不特定多数からのメールを受信する環境において、単一のアンチウイルス製品に頼る構成は危険です。また、製品を指定せずに単一のアンチウイルスエンジンを調達する場合、人事院ネットワークにてご利用中のアンチウイルスエンジンと重複するおそれがあります。「異なる2社以上」と記載することで、上述の課題を解決できます。	情報セキュリティ対策については必要と考える範囲で多層的に実施しているため、原案のとおりとさせていただきます。
29	22	6.3.5	6.3 メールゲートウェイサービス 6.3.2 メール配信機能	人事院ネットワークにおけるセキュリティを確保するため、以下のとおり機能の追加を提案します。 【修正案】 受信するメールに対して、SPF、DKIM及びDMARCの認証結果をメールヘッダに付与し、認証結果に基づいて受信拒否や隔離といった処理ができること。	送信ドメイン認証機能は一般的な機能であり、この追加による費用増は生じません。記載しておく、構築の際にご取捨いただくことをお勧めします。また、中央省庁様においては、SPFの対応は最低限必要とされています。今後も電子メールに係る指針が厳格化する方針であることから、DKIM、DMARCを含めた対応を明記されることをお勧めします。	ご意見を踏まえ、以下のとおり追加します。  6.3.2 メール配信機能 ⑦受信するメールに対して、SPF、DKIM及びDMARCの認証結果をメールヘッダに付与し、認証結果に基づいて受信拒否や隔離といった処理ができること。
30	22	6.3.6	6.3 メールゲートウェイサービス 6.3.2 メール配信機能	人事院ネットワークにおけるセキュリティを確保するため、以下のとおり機能の追加を提案します。 【修正案】 迷惑メール判定エンジンはオープンソース製品を利用せず、仕様が一般に公開されていない異なる2社以上の商用製品を搭載すること。	アンチウイルス製品と同様の背景です。迷惑メールの判定にあたっては、ご公務の利用に適した基準を用いる必要があることから、法人の契約が多い商用製品を利用すべきです。	原案のとおりとし、ご意見については今後の参考とさせていただきます。
31	22	6.3.7	6.3 メールゲートウェイサービス 6.3.2 メール配信機能	人事院ネットワークにおけるシステム障害の発生等に備え、証跡・履歴を残すため、以下のとおり機能の追加を提案します。 【修正案】 電子メールの送受信ログを1日単位でCSV形式により取得できること。また、送受信ログを解析した上で、グラフ等を用いて、メール流量、送受信者リスト(通数順)、ウイルス検出情報等の情報を表示できること。解析できる期間は90日以上とする。	人事院ネットワークの維持管理には、電子メール環境の稼働状況を把握する必要があります。院内の機器と同様、メールゲートウェイにおいても、各種情報を取得できる仕組みが必要です。	ご意見を踏まえて、以下のとおり修正します。  6.3.7 管理機能 ① 管理者専用の管理画面を用意し、以下の設定が行えること。 ・ ユーザの追加・削除・設定変更 ・ CSV又はテキスト形式により電子メールの送受信ログを取得できること。なお、保管期間は14日以上とするが、より長期保管できることが望ましい。
32	23	6.4.3(1)	6.4 セキュアブラウジングサービス (1)基本機能 ⑨ファイルのダウンロード及びアップロードを制限できること。	本項は、プロキシサーバ、UTM、ファイアウォールにて実装すべき機能です。いずれかの機器が人事院ネットワーク内に設置されている場合、本項は不要です。なお、ファイルのダウンロードについては具体的な処理について記載すべきです。 【修正案】 人事院が業務にて利用する主要なファイル形式(PDF、Microsoft Office製品、一太郎等の文書)については、動的なコンテンツを含まないHTML5に変換して表示できること。また、変換前のファイル無害化済みのPDFファイルをダウンロードする機能を有すること。	・仕様どおりとする場合、セキュアブラウジングサービスに対しコンテンツフィルタに類する機能を追加する必要があり、価格が高額となります。また、プロキシサーバ及びコンテンツフィルタと機能が重複します。 ・具体的な処理を明記することで、人事院様のWeb閲覧におけるセキュリティ向上を期待できます。	ご意見を踏まえ、6.4.3(1)⑨について削除するとともに(以降の項番を1つずつ繰り上げ)、6.4.3(1)⑥及び⑦について、以下のとおり修正します。  6.4.3(1)基本機能 ⑥ Webサイトに掲載されているファイルで、Microsoft Office、一太郎、PDF等のファイルについては、動的コンテンツを含まないHTML5に変換して表示できること。 ⑦ Webサイトに掲載されているファイルをダウンロードする際には、無害化済みのPDFファイルの状態又はオリジナルの状態のいずれかでダウンロードするか選択できること。  なお、6.4.3(1)⑪及び⑫の要件が重複していましたので、⑫を削除します。また、6.4.3(1)⑬の要件に誤りがありましたので、以下のとおり修正します。(以下の項番は、修正後のもの)  6.4.3(1)基本機能 ⑪ ブラウザ以外のアプリケーションによるHTTP/HTTPS通信を禁止できること。

「平成31年度人事院ネットワークに係る通信回線サービス等一式 調達仕様書(案)」に対する意見等への回答

(様式2)

連番	ページ	項番	調達仕様書(案)の記載内容	意見又は修正案	理由	回答
33	23	6.4.3(1)	6.4 セキュアブラウジングサービス (1)基本機能	IPv6によるWeb閲覧機能について、追記をお勧めします。 【修正案】 セキュアブラウジングサービスの設備はIPv4及びIPv6の両方に対応し、IPv6に対応するWebサイトを閲覧できるものとする こと。	本業務は平成34年秋まで継続します。平成34年には、Webサイトの公開に際し、IPv6を利用する外部組織が増えるものと予想されます。Web閲覧におけるIPv6対応が必要です。 なお、セキュアブラウジングサービスにおいてIPv6に対応すれば十分であり、セキュアブラウジングサービス～人事院ネットワーク間は、従前どおりIPv4のみを利用する形態で実装できます。(IPv6トランスレータという一般的な技術を用います。)	原案のとおりとし、ご意見については今後の参考とさせていただきます。
34	21	6.3.3 ①	本システムのメールサーバにメールを配送する前に、通過するすべての電子メールに対してウイルスチェックを行い、電子メールに含まれるウイルスを検知及び駆除できること。	■仕様修正案 本システムのメールサーバにメールを配送する前に、通過するすべての電子メールに対してウイルスチェックを行い、電子メールに含まれるウイルスを検知及び駆除できること。  標的型攻撃対策として、メールに添付されるファイルを現在運用中のサンドボックスに送信し解析するための連携が取れること。解析を行う間はメールの転送を保留でき、結果に基づきメールの配送を制御できること。	標的型攻撃に用いられるマルウェアはパターンファイルによるウイルスチェックをすり抜ける可能性があります。より確実な防御の実現に向けてサンドボックス連携機能を追加することで現運用中のシステムの有効活用と多層検査を行うことでセキュリティ強度を向上させることができるため左記修正案を提案いたします。	原案のとおりとし、ご意見については今後の参考とさせていただきます。
35	21	6.3.1	概要	■仕様追加の提案 項目④として下記の追加することを提案いたします。 稼働状況が他のシステムからも把握できるよう連携できること。	日々の運用における確認ポイントを集約することで有事の際の対応速度の向上とかかる工数を削減することができますので、左記の仕様追加を提案いたします。	原案のとおりとし、ご意見については今後の参考とさせていただきます。
36	21	6.3.2	メール配送機能	■仕様追加の提案 項目⑧として下記の仕様を追加することを提案いたします。 HTMLメールをテキストメールに変換できること。	HTMLを悪用したリスクのあるメールをテキストメールに変換しメール無害化を行うことでセキュリティリスクを低減することが見込めるため、左記の機能を追加されることを提案いたします。	原案のとおりとし、ご意見については今後の参考とさせていただきます。